

第 1 号 議 案

建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による許可について

建築基準法第 7 8 条第 1 項の規定に基づき諮問する。

令和 5 年（2 0 2 3 年）8 月 3 日 提出

越谷市長 福 田 晃

諮 問 理 由

建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書きの規定により、建築審査会の
同意を必要とするため